

## 農業者団体等が行う申請手続等

<提出時期>

### ① 5年間の事業計画、営農活動計画書の提出・認定【初年度のみ】

[平成29年6月末まで]

農業者団体の構成員が取り組む対象活動の合計面積や推進活動の計画を記載し、市町村に計画の認定を受けてください。

※ 化学肥料・化学合成農薬を地域の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と対象取組を合わせて「対象活動」といいます。

### ② 交付申請書の提出【毎年度】

[市町村が定める日まで]

交付金の交付を受けるために交付を受ける予定の金額等を記載して提出してください。

#### <対象活動、推進活動の実施>

カバークロープの作付け、堆肥の施用、有機農業の取組等の対象活動及び推進活動を実施してください。

### ③ 実施状況報告書等の提出

[取組終了後1箇月を経過した日又は平成30年1月末日のいずれか早い期日まで]

農業者団体の構成員ごとに取り組んだ面積や農業者団体として取り組んだ推進活動を記載して、生産記録等の必要書類をまとめて提出してください。

※ 29年度中（30年3月末まで）に取組が終わる予定のものも提出してください。

### ④ 実績報告書の提出

[市町村が定める日まで]

交付金の使いみち等を記載して提出してください。

都道府県や市町村が取組内容を確認後、交付金が支払われます。

### ⑤ 営農活動実績報告書の提出

[平成30年4月末まで]

実施状況報告書からの変更内容を記載して提出してください。

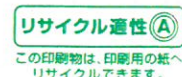
#### お問い合わせ先

地域	お問い合わせ先	電話番号	地域	お問い合わせ先	電話番号
北海道	北海道農政事務所 生産支援課	011-330-8807	近畿	近畿農政局 生産技術環境課	075-414-9722
東北	東北農政局 生産技術環境課	022-221-6214	中国四国	中国四国農政局 生産技術環境課	086-230-4249
関東	関東農政局 生産技術環境課	048-740-0067	九州	九州農政局 生産技術環境課	096-211-9111
北陸	北陸農政局 生産技術環境課	076-232-4131	沖縄	沖縄総合事務局 生産振興課	098-866-1653
東海	東海農政局 生産技術環境課	052-746-1313		農林水産省 生産局 農業環境対策課	03-6744-0499

※ 環境保全型農業直接支払交付金の要綱・要領、申請様式、詳細なパンフレットは環境保全型農業直接支払交付金のホームページ

([http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/kakyou\\_chokubarai/mainp.html](http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/kakyou_chokubarai/mainp.html)) に掲載していますのでご覧ください。本パンフレットについて不明な点がございましたら上記のお問い合わせ先にお問い合わせください。

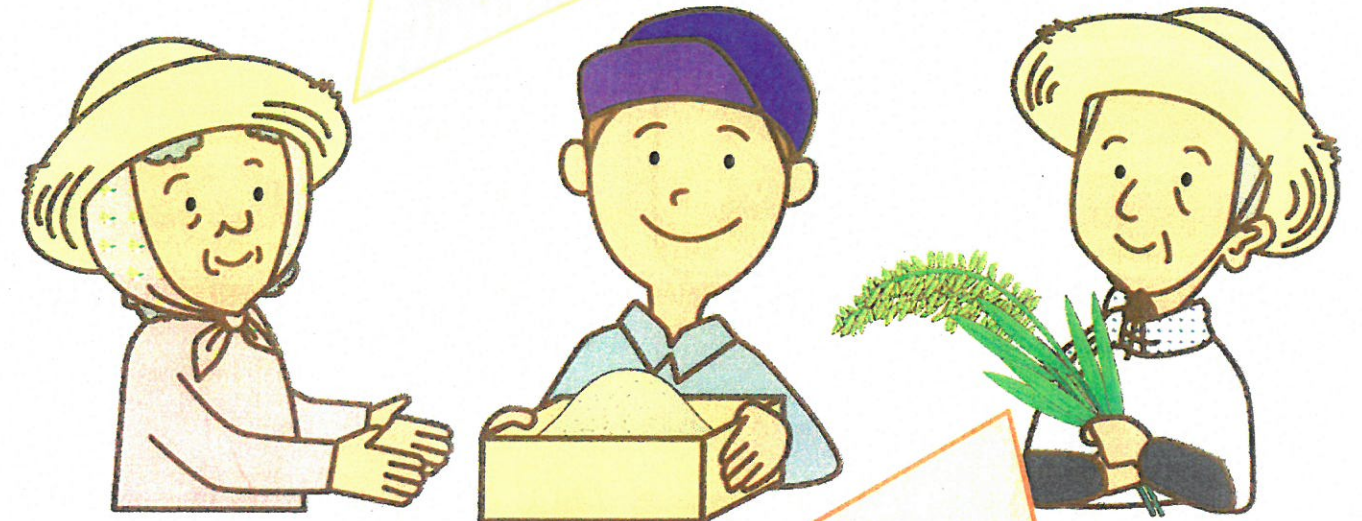
また、取組を行う上での詳細な要件等は、取組を行うほ場が所在する市町村にご確認ください。



## 地域で環境にやさしい農業に取り組む皆さまへ

平成29年度  
日本型直接支払制度のうち  
環境保全型農業直接支払交付金

みんなで環境にやさしい農業をやってみよう！



営農活動を通じて地域内の生物を守りましょう！

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する  
取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性  
保全に効果の高い営農活動を支援します。

※ 本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付額が減額されることがあります。

農林水産省



## 環境保全型農業直接支払交付金について

環境保全型農業直接支払交付金については、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の健全な発揮を図るために、環境保全に効果の高い営農活動に対して支援を行います。

※ 本事業の申請受付事務や交付金の負担を行うことが困難な市町村もあることから、あらかじめ農地の所在する市町村に、本事業の申請が可能かどうかを確認してください。

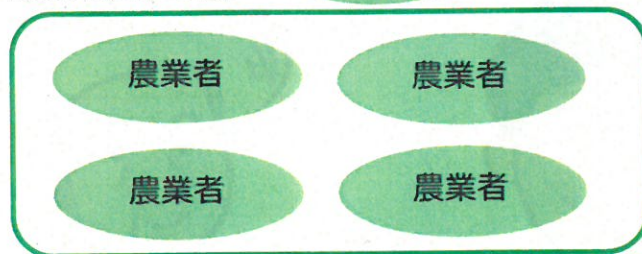
## 対象者（申請主体）

### ① 農業者の組織する団体

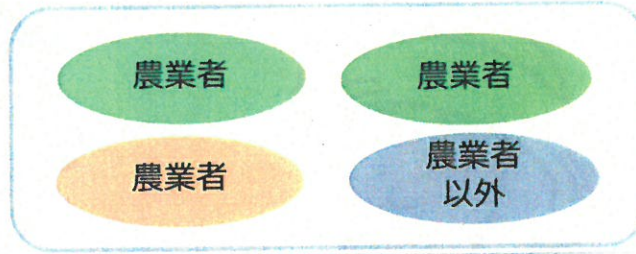
複数の農業者、又は、複数の農業者及び地域住民等の地域の実情に応じた者により構成される任意組織が対象になります。

※ 農業者の組織する団体（以下「農業者団体」といいます。）は、代表者、組織の規約を定めるとともに、組織としての口座を開設してください。

<農業者団体の例> **農業者** は、環境直払の対象活動に取り組む農業者



環境保全型農業を推進する任意のグループ、農協の生産者部会 等



多面的機能支払の活動組織、中山間地域等直接支払の集落 等

### ② 一定の条件を満たす農業者

単独で事業を実施しようとする農業者（個人・法人）については、以下のいずれかの条件に該当して市町村が特に認める場合に対象になります。

- ・ 集落の耕地面積の一定割合以上の農地において、対象活動を行う農業者
- ・ 環境保全型農業を志向する他の農業者と連携して、環境保全型農業の拡大を目指す取組を行う農業者
- ・ 複数の農業者で構成される法人（農業協同組合を除く）

## 支援の対象となる農業者の要件

農業者団体の構成員、又は一定の条件を満たす農業者が環境保全型農業直接支払交付金の支援の対象となるには、以下の要件を満たす必要があります。

- ・ 主作物について販売することを目的に生産を行っていること。
- ・ 主作物についてエコファーマー認定を受けていること。
- ・ 農業環境規範に基づく点検を行っていること。
- ・ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等。以下「推進活動」といいます。）に取り組むこと。

## 支援の内容

化学肥料・化学合成農薬の使用を都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と合わせて行う以下の対象取組に対して支援を行います。

	対象取組	交付単価（※） （国と地方の合計）
全国共通取組	カバークロープ（緑肥）の作付け（注1） （うち、ひえを使用する場合）	8,000円/10a (7,000円/10a)
	堆肥の施用（注2）	4,400円/10a
地域特認取組（注3）	有機農業 （うち、そば等雑穀・飼料作物）	8,000円/10a (3,000円/10a)

### 地域特認取組（注3）

（地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、都道府県が申請を行い、地域を限定して支援の対象とする取組（対象取組や交付単価は、承認を受けた都道府県により異なります）） 3,000円～8,000円/10a

（注1, 3）平成28年度に開始した取組であっても平成29年度に終了する取組については上記単価が適用されます。

（注2）堆肥の施用とは「炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用」のことをいいます。

（注3）都道府県によって交付単価が異なる場合がありますので、都道府県、市町村にご確認ください。

（注3）地域特認取組の交付単価は取組毎に異なりますので、詳細は都道府県、市町村にご確認ください。

※ 本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付額が減額されることがあります。



カバークロープの作付け



堆肥の施用

〔5割低減の取組の前後のいずれかにカバークロープの作付けや堆肥を施用する取組  
※ 支援の対象となるためには、堆肥のC/N比が10以上であること等の要件があります。〕

農地に還元されたカバークロープ（緑肥）や堆肥の一部が土壌有機炭素となり、土壌中に貯留され、地球温暖化防止に貢献します。



有機農業

〔化学肥料・化学合成農薬を使用しない取組〕



冬期湛水管理



IPMを実践する取組

※ IPMとは、総合的病害虫・雑草管理のこと。病害虫の発生状況に応じて、天敵（生物的防除）等の防除方法を適切に組み合わせ、環境への負荷を低減しつつ、病害虫の発生を抑制する防除技術

### 地域特認取組（例）

農薬を使用しない又は低減することや、農薬の削減と冬期湛水等の水管理を組み合わせることで生物の個体数が増加することが報告されています。